熊本城の公開活用について

文化市民局熊本城総合事務所総務管理課

市－10

熊本城の公開活用に関する取組方針　骨子案

目的

特別史跡熊本城跡の適正な保存管理や本質的価値の理解促進に取り組むとともに、復旧事業を着実に実施し、復旧過程においても**文化観光資源としての活用の取組を強化**することで、来城者の増加や地域の活性化につなげ、好循環を創り上げる。

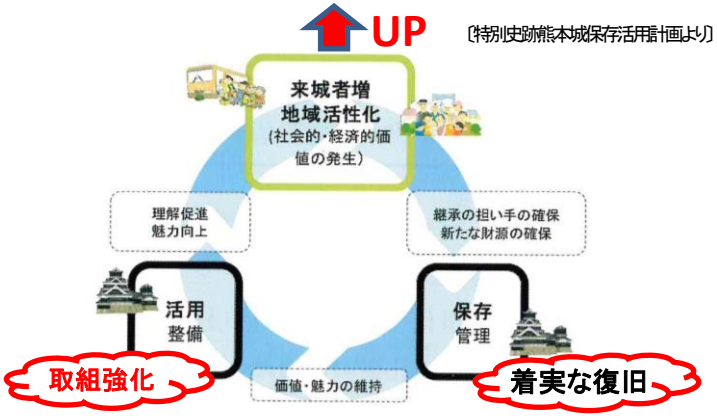

背景・経緯

２０２０年に「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（文化観光推進法）」が制定され、文化財を観光資源やまちづくりにおける文化資源として活用する環境整備が活発となってきた。

熊本城の文化観光推進に係る課題

- 櫓や石垣等の文化財が順次復旧していく中で、今後20年間にわたり公開エリアや観覧ルートは大きく広がることがない。
- 熊本城の文化財としての本質的価値を広く知ってもらうため、インバウンド等の受入環境の整備や、より多くの人を惹きつける公開活用の取組が必要。
- 入園者数は増加傾向ではあるが地震前の水準に届いておらず、収支としては赤字の状況。一方で、管理区域の拡大によって今後維持管理コストが増大していく可能性が高く、文化財の適切な保存及び公開のために、収支状況の改善が必要。
- 地震被害による立入規制区域や復旧工事ヤードの発生により、イベント等に活用可能な場所の範囲が限定されている。
- MICE等、地域への経済波及効果も意識した活用の取組が必要。

熊本城の公開活用に関する取組方針　骨子案

課題への対応方針

対応方針１　復旧過程の公開活用の取組強化

(1)熊本城の本質的価値や復旧に関する理解促進
(2)熊本城公式ホームページやSNS等を活用した復旧状況の情報発信
(3)民間事業者と連携したメディア活動等の拡充
(4)「復興城主」制度及び災害復旧支援金のブラッシュアップ

対応方針２　文化観光施設としての環境整備

(1)インバウンドを含めた来城者の理解促進のための環境整備
(2)デジタル技術（DX・AI）の活用
(3)アクセスの向上

対応方針３　MICE等への対応による熊本城の価値の活用・認知度向上及び収益の安定化・地域経済の活性化

(1)高付加価値化によるMICE誘致等の促進
(2)民間のアイデアを活かした誘客行事の実施
(3)城彩苑や中心市街地との連携促進

⇨ (1)(2)の取組の推進にあたり、催事等の開催に係る制限を設けた「熊本城の管理に関する取扱要領」を改正する。

熊本城の管理に関する取扱要領の改正

改正のポイント

①新たに催事開催に係る許可基準要綱を制定し、行事等の性質により実施の可否を判断する。
②新たに制定する要綱においては、民間による活用を想定し、熊本城の本質的価値や保存の重要性を伝える内容を含むことなど、熊本城の特性を考慮した客観的な許可基準を定めるとともに、使用可能時間や使用可能面積の限度等の詳細な規定を設ける。
③取扱要領第４条別表から、「県・市主催行事」「管理団体が行う恒例行事」といった規定を削除し、実施主体は官・民を問わないこととする。

第２回特別史跡熊本城跡保存活用委員会での審議結果

反対意見はなく、了承。委員からは下記のような意見があった。
・何でもありにならないような歯止めが必要。
・新たな許可基準を設けることは良いことだが、知ってもらうための周知も大切。

第２回熊本市文化財保護委員会での報告結果

委員からは下記のような意見があった。
・民間が入るのは良いことだが、際限なくイベントを開催するのではなく、混乱を防ぐ必要がある。
・本丸エリアのイベント開催は今まで以上の審議が必要。

今後のスケジュール

２０２３年	１２月	市民向けアンケート（熊本市HPアンケートシステム）
２０２４年	２月	第３回特別史跡熊本城跡保存活用委員会 （取組方針・取扱要領・許可基準要綱について審議）
	３月	第３回熊本市文化財保護委員会 議会（教育市民委員会）